

函館市役所労働組合連合会との交渉の概要

- 交渉日時 平成23年11月7日（月）18：00～21：35
- 交渉場所 市役所8階第1会議室
- 出席者 当局側 中林副市長，企業局長，病院局長，他 計約20名
組合側 長谷川中央執行委員長，他 計約9名

| 交渉項目 | 人事・給与制度の見直しについて（第2回目） |
|------|---|
| 交渉要旨 | <p>財務部長から財源不足額の推移と財政状況の補足説明</p> <p>（組合） 前回の交渉において、なぜ今給与削減するだけ、財政がひっ迫しているかの説明を求めたのだが、今回の説明では理解できない。財政見直しについても、毎回ベースが違っている。また、財政力指数（※1）が財政状況の良し悪しを判断する指標と言えるのか。</p> <p>（当局） 財政の見直しについては、作成年度の決算見込みをベースとして試算することから、その作成時の状況により、数字が異なるものとなっている。また、財政力指数については、財政状況の良し悪しを判断する指標の一つと考えている。</p> <p>（組合） 厳しい財政状況と給与カットはどうつながるのか。10%カットの根拠は何か。</p> <p>（当局） 将来的に見ても厳しい財政状況となっている。一般的に民間と比較して給与は高いという状態にあり、財源不足も抱えている。こうした中で職員に一定の負担をお願いしているところである。しかし、財源不足の全てを職員給与だけで補てんするとは考えていない。</p> <p>当初予算の編成時点においても、他都市と比較して多額の財源不足が生じている状態にある。財源不足が多いということをまずは認識していただきたい。</p> |

(組合)

財政状況については十分に理解するが、急激に悪くなったということではないのではないか。

(当局)

財政見通しの作成において、前回と決定的な違いは、退職手当債を借りるか借りないかということである。また、平成27年度以降の合併算定替(※2)の解消に伴う影響についても、口頭では説明していたが、今回初めて見通しを公表した。

(組合)

退職手当債については、一時的に増える退職者への対応として、市民負担の平準化を図るということで活用するものと理解している。赤字債だから発行しないという考え方なのか。

(当局)

退職手当債については、財政的手法として一時的にしのぐという考え方と将来に受益のない赤字債と言えることから借りないという2つの考え方があると思われるが、最終的にはトップの判断によるものと考えている。

(組合)

ここ10年間で人口が2万5千人減少している中で、職員数は1千人減らしてきたし、給与の見直しも行ってきたが、予算規模は減っていないがどう考えるのか。

(当局)

事実、予算規模は減っていない。職員数が減る中で、必要経費が減っていない(=業務が減っていない)ことになるので、実質1人当たりの仕事が増えていることなる。

(組合)

今年になって事業仕分けを実施してはいるが、もっと事業の見直しなど努力ができたのではないか。そういった一方で、新たな政策に取り組むというのはどういうことなのか。矛盾しないか。

| | |
|------|---|
| | <p>(当局)</p> <p>これまでも協力をいただきながら、職員数の削減や給与の見直しを進めてきたが、財源不足がなお続いている状態であり、更にお願いをしたいということである。危機的状況であることを理解してほしい。</p> <p>(組合)</p> <p>その危機的状況についても、退職手当債を借りるか借りないかで大きく変わるのではないか。職員のことを考えていないのではないか。これまでの行革への協力についても、リセットするようにも聞こえるがどうか。市民サービスの見直しも進めるべきではないのか。</p> <p>(当局)</p> <p>職員のことを全く考えていないとは言っていない。前回、市長も職員のことを考えて提案していると説明している。市民サービスの見直しも検討しなければならないが、その前提として、職員にも一定の痛みを分かち合ってもらいたいということである。</p> <p>(組合)</p> <p>このままの議論では平行線のままとなる。いろいろな財政シミュレーションがあってもいいと思う。例えば、退職手当債を借りた場合のその後の実質公債費比率がどうなるかなど。事務折衝で財政部分の議論をもう少し整理してはどうか。</p> <p>(当局)</p> <p>了解した。</p> |
| 交渉結果 | (交渉継続) |
| 備考 | |

※1 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標の一つ。地方公共団体が標準的な行政を行う場合に必要一般的な財源額のうち、どの程度地方税等の収入でまかなえるかを示したもの。その数値が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体となる。1を超えると普通交付税が交付されない。

※2 合併算定替

市町村合併後の10年間、合併した旧町村が別々に存在していたように普通交付税を算定する特例制度。その後、5年間でこの保障額は低減する。

(総務部行政改革課 平成23年11月8日現在)